

発議案第24号

「世代間交流による活力ある地域社会づくり」提言に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
します。

平成30年12月21日提出

久慈市議会議長 中 平 浩 志 様

提出者 総務委員会

委員長 砂 川 利 男

「世代間交流による活力ある地域社会づくり」提言に関する決議

市内では、世帯の核家族化と合わせて夫婦共働き世帯は増加傾向にあり、そうした家族社会の変容から、町内会活動・行事に代表される地域社会と個人（家族社会）の関わりや関わり方そのものに対する意識に変化が生じており、それを一要因とした地域コミュニティ活動の高齢化・人手不足、地域社会の希薄化が進んでいる。

このことから、総務委員会では政策課題並びに調査事項を「世代間交流による活力ある地域社会づくり」とする所管事務調査を実施し、その調査結果を踏まえ、下記事項を市に対して提言表明する。

記

- 1 久慈市総合計画（第1章第2節「日本一の地域づくりプロジェクト」）における「コミュニティコーディネーターの育成」については、地域課題解決を目的とした地域内対話と住民行動を創り出すための「市民ファシリテーターの養成」と位置づけ、施策の具現化を図ること。

なお、中高生に対するシティズンシップ教育の観点からも、中高生を含めた市民ファシリテーターの養成を進め、中高生と地域または地域の大人との関わりが生まれるよう施策の効果的展開を図ること。

- 2 市民センターが住民自治の実践の場であることを踏まえ、地域課題にかかる政策立案能力を養うための市職員キャリアアップの重要な場と位置づけ評価し、市民センターへの若手職員の積極的登用による能力開発・人材育成を図ること。

また、センター長の登用にあたっては、市民センター化に伴う自治力強化の観点から、市による人選登用のほか、地元推薦による委嘱登用の方途を探ること。

- 3 中央市民センターについて、市民センター化に伴う自治力強化の観点から、これまで担ってきたセンター全体あるいは生涯学習の中核的機能に加え、周辺地区の地域活動拠点機能の充実強化を図ること。

なお、センター全体の中核的機能については、総合政策部地域づくり振興課に転換付与し、各地域課題の吸上げによる共有化・一般化に努め、地域づくりにかかる施策の戦略的展開を図ること。

- 4 以上の3点を踏まえ、体系立てた施策展開による住民自治の推進を図るため、自治基本条例の制定を目指すこと。

以上、決議する。

平成30年12月21日